

補助金の見直しに関する基本方針

令和5年12月

総務部財政課

目 次

1. はじめに	3
2. 課題	3
3. 見直し対象補助金	3
4. 補助金の基本的な考え方	4
5. 見直しのポイント	4
6. 補助金の見直しフロー	8
7. 透明性の確保	9
8. その他	9
【補助金点検評価シート】	10

補助金の見直しに関する基本方針

1. はじめに

本市の財政は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の施行（平成20年度決算から適用）を控え、平成19年度決算では、連結実質赤字を抱え、極めて厳しい状況にありました。

このような背景のもと、補助金については、健全化法適用時に財政の健全化を図るべく、平成20年度予算編成において、一律10%の削減を実施したところです。

現下においても、厳しい財政状況が続く中、本年度からスタートした第5次塩竈市行財政改革推進計画を契機として見直しを行うため、本方針を定めるものです。

2. 課題

補助金に関する課題として、以下のようなものが挙げられます。

- 補助金の長期化等により、交付対象団体の自主的な運営が阻害されているおそれ
- 創設以来、補助金額が固定化されているものもあり、ニーズとミスマッチしているものもあるおそれ
- 厳密な交付対象経費の特定がなされていないなど、交付要綱に即した運用となっていないおそれ
- 履行確認が徹底されておらず、補助金執行者としての監督機能が十分に発揮されていないおそれ

3. 見直し対象補助金

本方針に基づき、見直しを行う補助金は、以下のすべてを満たす補助金です。

- 各種団体に対する運営費補助金（事業費補助の名目でも事実上運営費補助として扱っているものを含む。）
- 市単独の補助金（助成金や交付金などの名称の如何を問わない。）
- 一般会計及び特別会計を対象とする。

運営費補助：公益性のある団体等の運営のために必要な経費に対して交付する補助金等 事業費補助：団体等が実施する公益性のある事業を支援・奨励するために必要な経費に対して交付する補助金等

4. 補助金の基本的な考え方

補助金の創設や運用、見直しに当たっては、以下の3つの要素に沿って、補助金の適格性を評価します。

要素	評価基準
公益性	● 広く市民ニーズや利益に貢献している事業等であり、特定のものの利益に供するものではない。
	● 長期総合計画に掲げられた都市像等に合致している。
必要性	● 社会情勢や経済情勢など時代の潮流に合ったニーズの高い事業である。
	● 公共性や官民連携・役割分担の観点から、補助する必要がある事業である。
有効性	● 事業の実施により、目的に合致した成果を上げ期待された効果の発現または、発現が見込まれる。
	● 補助金相当かそれ以上の費用対効果が認められる。

5. 見直しのポイント

(1) 事業費補助の原則

運営費補助については、団体等の自主性や財政的自立の阻害につながる懸念があるほか、効果等の検証が困難な場合があります。

今後の補助金のあり方としては、原則として運営費補助の創設は行わないこととし、現在支出している運営費補助金については、補助目的等を明確にした上で、公益性・公共性の評価を行いながら事業費補助への切り替えを推進していくこととします。

なお、財政的自立に時間を要する場合は、時限措置や緩和措置を検討することとします。

見直しのポイント（1） 事業費補助の原則
● 運営費補助を原則廃止とします。経過措置を講じながらすべて事業費補助へ切り替えます。
● 現在支出している団体に対して、財政的自立に向けた支援を検討します。

※以下の活動については、補助対象外とします。

補助対象外の事業
①政治的活動 ②宗教的活動 ③争議的行為 ④公序良俗に反する活動 ⑤その他社会通念上、市の公金で賄うことがふさわしくない事業

(2) 補助対象経費の明確化

交付団体が適切に会計管理を行えるよう、経費区分を明らかにします。

見直しのポイント（2） 補助対象経費の明確化
●運営費補助金と事業費補助金の別に対象経費を区分します。 ●食糧費や旅費等の取扱いを厳格化します。 ●交付団体の会計科目の整理ではなく、次頁の「補助対象経費分類表」に当てはめ、補助対象経費を整理します。 ●現在支出している団体に対して、財務環境に関する助言等の支援を行います。

補助対象経費分類表			
○：補助対象にでき得るもの △：事業内容や支出目的によって対象とでき得るもの ×：原則対象外			
経 費	交付目的区分		備 考
	団体運営費補助	事業費補助	
人件費	△	△	活動に必要な臨時的職員等は対象可
報償費	△	○	能力開発等の研修経費は対象可
旅費	△	△	慰労・親睦的な旅行は対象外 視察・研修目的でも必要性を十分検討
交際費	×	×	
慶弔関係費	×	×	
消耗品費	○	△	
食糧費	×	×	会議等のお茶代、研修講師の飲料等は対象可
印刷製本費	○	△	
光熱水費・燃料費	○	△	事業費補助の管理経費は対象外
広告料	△	△	活動の目的等に合致するものは対象可
施設修繕料・補修費	△	△	事業費補助の管理経費は対象外
賄材料費	△	△	食文化普及等は対象可 会員経費は対象外
使用料・賃借料	○	△	事業費補助の管理経費は対象外
原材料費	△	○	
備品購入費	△	△	活動に必要な最小の物品に限り対象可
負担金及び補助金	△	×	運営費補助の迂回助成などは要協議
貸付金	×	×	
出資金	×	×	
積立金	△	×	活動目的に合致した使途予定分は対象可
寄附金	×	×	
公課費	△	△	市税分は対象外
上記以外	△	△	

(3) 補助率の設定

見直しポイント(3) 補助率の設定
●まちづくりへの貢献度や、交付団体等との役割分担、成果、進捗等を勘案して補助率の設定や補助額の上限を設定します。 ●税負担と団体負担の公平性から、補助率は1/2以内とします。 ●地域経済情勢等の市民生活上緊急かつ相当な財政出動を要する場合は、本方針によらず適切な対応を検討します。

【原則として事業費の1/2以内の補助率を設定】

本方針で念頭におく事業費の財源構成	
補助金1/2以内	団体自主財源1/2以上

- 10/10に近い補助金にあつては、業務委託への転換など、執行の見直しを図るものとします。

(4) 交付時限の設定

交付時限が設定されていない補助金も散見され、長期化や固定化につながっています。事業の実施により想定していた効果や、補助金額に見合った効果が得られたかを客観的に評価し見直すため、交付時限を設定します。

見直しポイント(4) 交付時限の設定
すべての補助金に交付期限を設定し、以下の判断を行います。 ●原則「3年以内」の期限を設定します。 「補助金点検評価シート」により毎年見直しを行うほか、期限を迎える補助金は、事業効果や必要性を評価し、継続や廃止等を判断します。 ●全ての補助金に期限を設けることで、一定の期間の下、団体の財政的自立を促します。

(5) 団体等の滞留資金の整理

補助金は、政策的な支出であり、市税等の一般財源で措置されています。

そのため、団体の財務上、補助交付額を超える繰越金が発生している場合など、補助金の必要性や補助金額の妥当性の検証が必要となります。

税負担の公平性の確保の観点から、団体における決算や経理状況を確認検証したうえで、補助金等を整理するものです。

見直しポイント（５） 団体等の滞留資金の整理
団体等の決算における繰越金と交付額を確認し、以下の見直しを行います。
●繰越金＞補助金
ステップ１：翌年度以降の交付を見送る
ステップ２：廃止、または、減額を検討するなど、適正な額とする
●繰越金≧補助金×１／２ かつ ３年以上継続した場合
ステップ１：翌年度以降の交付額を減額する
ステップ２：廃止、減額を検討する

(6) 少額補助金（１０万円以下）の見直し

少額補助金は、その効果が図りにくい部分や団体の効率的な運営によって自主財源で賄える等の考え方ができるため、原則として補助を廃止します。

見直しポイント（６） 少額補助金の見直し
１０万円以下の少額補助金は原則廃止 ⇒団体の財政的自立に向けた支援や激変緩和措置の検討をしながら、理解を求めていくものとします。

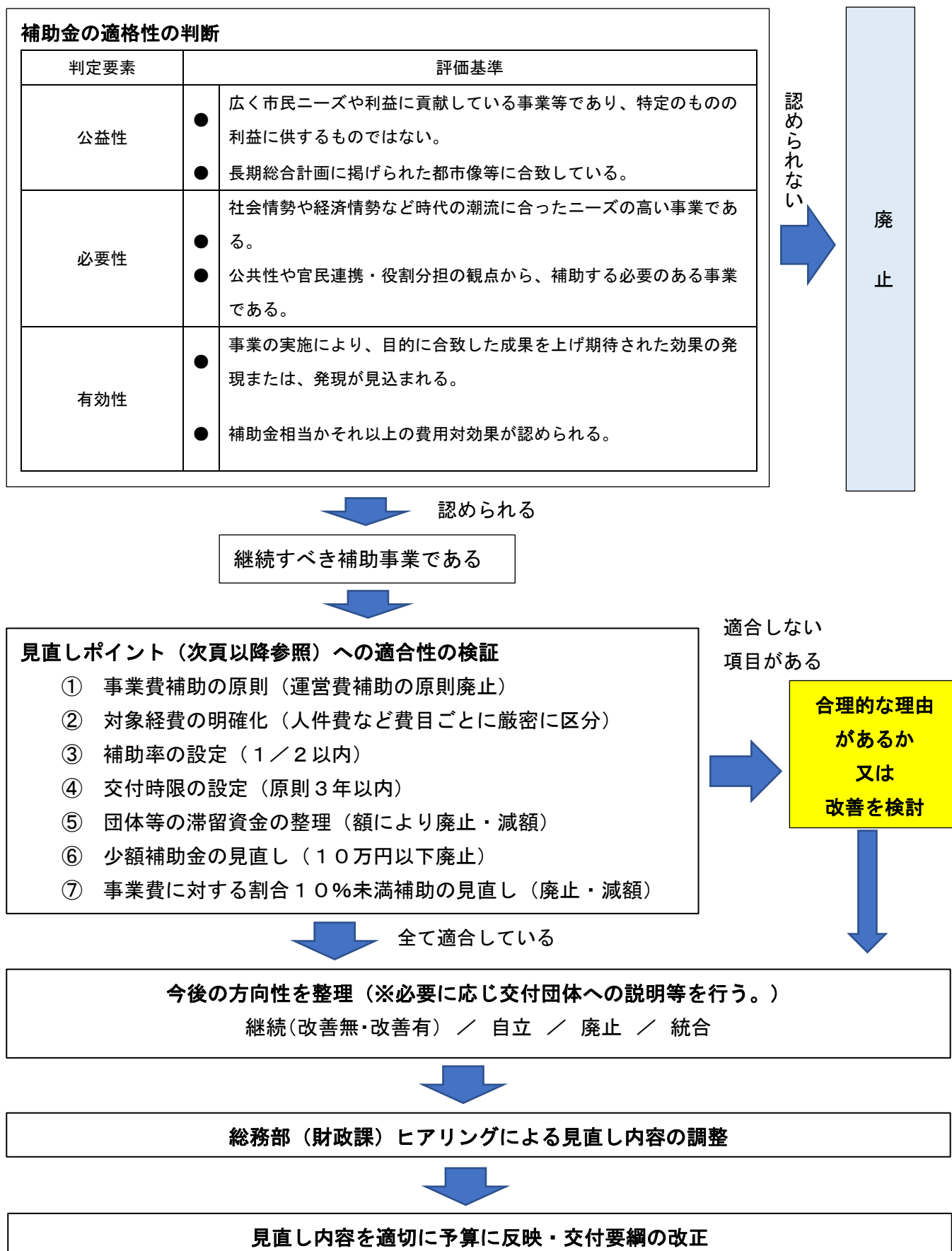
(7) 事業費の構成比１０％未満補助の見直し

事業費に対する補助金の構成比が１０％未満であることは、多くの場合、自主財源で対応できていると考えられることから、事業内容の効率化などにより、自主財源での対応を求めていくこととします。

見直しポイント（７） 事業費の構成比１０％未満補助の見直し
補助金割合が１０％未満の補助金は、原則廃止 ⇒財源の確保や事業費の効率化など、財政的自立に向けた支援を行いながら、理解を求めていくものとします。

6. 補助金の見直しフロー

『補助金点検評価シート』により、以下のとおり見直しを行います。



7. 透明性の確保

補助金の有効性についての意見聴取を行うなど、補助金の更なる見直しを図り、より公平な補助金制度の確立や公金支出への理解を深めるため、定期的に補助金の公表を実施します。

公表のあり方については、予算及び決算の審議のために作成し議会に提出している資料がありますので、当面これを継続してまいります。

このほか、「補助金点検評価シート」についても、市ホームページで公表する予定です。

8. その他

物価、金融等の社会情勢の変化に応じて、本方針についても随時見直しを行っていくものとします。

【補助金点検評価シート】

調査年度	令和 年度	調査年月日	
------	-------	-------	--

1 補助金内容

補助金名				
担当部課名				
電話番号				
メールアドレス				
補助の目的				
利益の対象者				
事業期間	開始年度		終了年度	
関係法令 規 程 等	法令・規程等の有無 有 無 法 令： 条 例： 規則等：			
補助率	／	上限額		
補助金額			対象件数等の総数	
令和5年度 ※予算・決算見込み	積算根拠			
補助金の 財源構成	国	県	その他	一般財源
	円 0	円 0	円 0	円 0
補助金の分類 該当箇所を○	制度的 補助金	政策的補助金（団体分）		
		運営費的	事業費的	その他

長期計画上の 位置付け	区分	団体		個人	
	団体名				
	代表者名				
	所在地				
	会員数				
	活動 目的				
	設置根拠				
	事務局 設置	有	☐ 独自 ☐ 市関与	無	
	会費	有		無	
		総額			円/年

交付団体等の 概要	区分	団体		個人	
	団体名				
	代表者名				
	所在地				
	会員数				
	活動 目的				
	設置根拠				
	事務局 設置	有	☐ 独自 ☐ 市関与	無	
	会費	有		無	
		総額			円/年

2 団体の経理（収支）状況 ※過去3か年度

単位：円

年 度		令和4年度			令和 年度			令和 年度		
収 入	項目	決算額			決算額			決算額		
		総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
	市補助金			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	会費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	前年度繰越金			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	その他			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	補助金に占める経費金の割合			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
支 出	支出総額に占める市補助金割合			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
	項目	決算額			決算額			決算額		
		総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
	事業費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	人件費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	事務費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
収 支 差 引 額				#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
	収支差引額	0円			0円			0円		

3 評価及び見直し状況

過去3年間の評価結果				見直しの状況
評価対象年度	令和4年度	令和 年度	令和 年度	
補助の成果				
達成状況				

4 補助金等のチェック

(1) 評価…「公益性」「必要性」「有効性」の三要素から4段階で適格性を判断します。

評価	評価内容	今後の方向性
A	適格性が高い	継続
B	やや高い	継続または減額等の一部見直し
C	やや低い	廃止または減額等の一部見直し
D	低い	廃止

判定要素	評価基準	評価
公益性	● 広く市民ニーズや利益に貢献している事業等であり、特定のものの利益に供するものではない。 ● 長期総合計画に掲げられた都市像等に合致している。	
必要性	● 社会情勢や経済情勢など時代の潮流に合ったニーズの高い事業である。 ● 公共性や官民連携・役割分担の観点から、補助する必要がある事業である。	
有効性	● 事業の実施により、目的に合致した成果を上げ期待された効果の発現または、発現が見込まれる。 ● 補助金相当かそれ以上の費用対効果が認められる。	

(2) 検証…チェックポイントを下表により判定します。

判定	判定内容
○	適合している
△	不適合であるが、一定の理由があり、改善等の予定がある。
×	不適合
—	判断が不可、または対象外

交付基準の内容	判定	△または×の場合の理由と今後の対応等
1 運営補助ではなく、補助目的に基づく事業費補助である		
2 補助要綱など基準が明確である		
3 3年以内の期限を設定している		
4 事業費の1/2以内の補助率または補助上限の設定がある		
5 サービスを享受する対象者が明確であり、目標設定がある		
6 対象経費の適切な取り扱いなど支出が適正である		
7 繰越金が補助額以内である		
8 繰越金が補助金の1/2未満で、2年以上継続していない		
9 事務局は団体独自で運営されている		
10 補助金支出はすべて団体に活用されている。		
11 10万円以下の少額補助ではない		
12 事業に占める補助金の構成比が10%未満でない		
13 運営費補助など10/10になっていない		
14 国県の補助を伴う事業への上乗せ補助を行っていない		

5 今後の方向性 …該当箇所に○付けること

今後の方向性	継続 (改善無)		継続 (改善有)		自立 (不交付)		廃止		統合	
理 由								改善の実施 時期		

【補助金点検評価シート：記載例】

調査年度	令和5年度	調査年月日	2023年5月29日
------	-------	-------	------------

1 補助金内容

補助金名	〇〇協会〇〇活動補助金			
担当部課名	〇〇部 〇〇課			
電話番号	022-●●●-●●●●			
メールアドレス	×××××@city.shiogama.miyagi.jp			
補助の目的	当該協会は、コミュニティや教育分野で活動を展開しており、地域のつながりの強化に貢献している。 近年会員数が増加し、その活動の発展が期待できる団体に成長していることから、当該団体活動に対する本補助金により、市内の成人の学習機会の創出や市民連携に寄与する。			
利益の対象者	市内に住む成人全般			
事業期間	開始年度	令和4年度	終了年度	令和6年度
関係法令 規程等	法令・規程等の有無 (有) ・ 無 法令： 条例： 規則等： 〇〇活動補助金交付要綱			
補助率	1 / 2	上限額	500千円	
補助金額	150千円		対象件数等の総数 —	
令和5年度 ※予算・決算見込み	積算根拠	催事等の活動の必要経費 消耗品費等 117,500円 会場借上げ料 15,000×5回×1.1=82,500円 講師謝金 20,000円×5回=100,000円		
補助金の 財源構成	国 千円 0	県 千円 0	その他 千円 0	一般財源 千円 150
補助金の分類 該当箇所に○	制度的 補助金	政策的補助金（団体分） 運営費的 事業費的 その他 ○		

長期計画上の 位置付け	第6次長期総合計画 基本構想 分野7： みんなが主役になれるまち まちづくりの方向性： さまざまな個性がつながり、 役割を発揮できる環境づくり
----------------	--

交付団体等の 概要	区分	団体	○	個人	
	団体名	〇〇協会			
	代表者名	会長：塩竈 太郎氏			
	所在地	塩竈市〇〇町〇〇番△△地			
	会員数	55人			
	活動目的	教育活動を通して地元町内会 や周辺地域とのつながりを求 め、相互の親睦と教育機会の 創出と拡大を目指している。			
	設置根拠	〇〇協会規約			
	事務局 設置	(有)	■ 独自 □ 市関与	無	
	会費	有	○	無	
		総額	165,000 円/年		

2 団体の経理（収支）状況 ※過去3か年度

単位：円

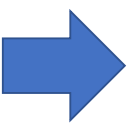
年 度		令和4年度			令和 年度			令和 年度		
収 入	項目	決算額			決算額			決算額		
		総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
	市補助金	150,000	150,000	100.0%			#DIV/0!			#DIV/0!
	会費	165,000	120,000	72.7%			#DIV/0!			#DIV/0!
	前年度繰越金	48,500	30,000	61.9%			#DIV/0!			#DIV/0!
	その他			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	補助金に占める繰越金の割合			32.3%			#DIV/0!			#DIV/0!
	支出総額に占める市補助割合			42.8%			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	363,500	300,000	82.5%	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
支 出	項目	決算額			決算額			決算額		
		総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
	事業費	310,000	300,000	96.8%			#DIV/0!			#DIV/0!
	人件費	25,000	0	0.0%			#DIV/0!			#DIV/0!
	事務費	15,500	0	0.0%			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	350,500	300,000	85.6%	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
収支差引額		13,000円			0円			0円		

3 評価及び見直し状況

過去3年間の評価結果				見直しの状況
評価対象年度	令和4年度	令和 年度	令和 年度	
補助の成果	計画とおり事業が実施され、市内のみならず周辺地域との交流が深められた。			活動が活発であり、数値目標も達成しており、次年度の継続を予定
達成状況	会員数：目標50人 実績55人			

4 補助金等のチェック

(1) 評価…「公益性」「必要性」「有効性」の三要素から4段階で適格性を判断します。

評価	評価内容		今後の方向性
A	適格性が高い		継続
B	やや高い		継続または減額等の一部見直し
C	やや低い		廃止または減額等の一部見直し
D	低い		廃止

判定要素	評価基準	評価
公益性	● 広く市民ニーズや利益に貢献している事業等であり、特定のものの利益に供するものではない。 ● 長期総合計画に掲げられた都市像等に合致している。	A
必要性	● 社会情勢や経済情勢など時代の潮流に合ったニーズの高い事業である。 ● 公共性や官民連携・役割分担の観点から、補助する必要がある事業である。	A
有効性	● 事業の実施により、目的に合致した成果を上げ期待された効果の発現または、発現が見込まれる。 ● 補助金相当かそれ以上の費用対効果が認められる。	A

(2) 検証…チェックポイントを下表により判定します。

判定	判定内容
○	適合している
△	不適合であるが、一定の理由があり、改善等の予定がある。
×	不適合
—	判断が不可、または対象外

交付基準の内容		判定	△または×の場合の理由と今後の対応等
1	運営補助ではなく、補助目的に基づく事業費補助である	○	
2	補助要綱など基準が明確である	○	
3	3年以内の期限を設定している	○	
4	事業費の1/2以内の補助率または補助上限の設定がある	○	
5	サービスを受受する対象者が明確であり、目標設定がある	○	
6	対象経費の適切な取り扱いなど支出が適正である	△	一部の経費に領収書の受領漏れがあり、今後適正管理を要請する。
7	繰越金が補助額以内である	○	
8	繰越金が補助金の1/2未満で、2年以上継続していない	○	
9	事務局は団体独自で運営されている	○	
10	補助金支出はすべて団体で活用されている。	○	
11	10万円以下の少額補助ではない	○	
12	事業に占める補助金の構成比が10%未満でない	○	
13	運営費補助など10/10になっていない	○	
14	国県の補助を伴う事業への上乗せ補助を行っていない	○	

5 今後の方向性 …該当箇所に○付けること

今後の方向性							
今後の方向性	継続 (改善無)	○	継続 (改善有)	自立 (不交付)	廃止	統合	
理 由	令和4年度は活動補助金の交付初年度であるが、活動内容が地域活性に貢献しており、また会員数が増加するなど、今後の団体活動の発展が期待でき、補助金の効果が継続すると見込まれるため。					改善の実施 時期	—

補助金の見直しに関する基本方針

令和５年１２月

発行：塩 竈 市

編集：総務部 財政課

住所：宮城県塩竈市旭町１番１号

電話：０２２－３５５－５７８２